

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

内閣提出 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省政策統括官田家修君、外務省大臣官房参事官飯島俊郎君、大臣官房参事官吉田朋之君、財務省主計局次長可部哲生君、厚生労働省大臣官房審議官堀江裕君、健康局長福島靖正君、防衛省人事教育局長深山延昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。村井英樹君。

○村井委員 自由民主党の村井英樹です。

本日は、厚生労働委員会での質疑の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金制度は、昭和四十一年、さきの大戦で障害を負った夫の介助、看護や家庭の維持等のため、長年にわたり大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に對して、国として特別の慰藉を行う必要があるという趣旨で創設されました。

その後、十年ごと、十年ごとというのは、つまり支給に用いられている国債の満期が最終償還を迎えることに法改正を行って、支給を継続してきたところですが、その点、こし、現在償還中の国債が最終償還を迎える年ということで、特別給付金の支給継続には法改正が必要だということであると認識をしておりますが、厚生労働省の方から、改めて今般の改正の趣旨、内容について御説明いただければと存じます。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

今般の改正は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金につきまして、本年、支給の最終年を迎えることから、国として引き続き戦傷病者等の妻の御労苦に報い、慰藉、いたわりを行うため、特別給付金の支給を継続するための法改正を行うこととし、五年国債を五年ごとに二回交付するものとさせていただきます。

あわせて、これまでの改正と同様に、戦傷病者等の妻として支給を終えたときに、夫たる戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつていらっしゃる方に、戦没者等の妻としての特別給付金を支給できるように所要の改正を行うものとさせていただきます。

○村井委員 ありがとうございます。

今御説明をいただきましたけれども、今般の改正のポイントの二つに、受給者の高齢化を踏まえて、五年償還の国債を五年ごとに二回交付することになった旨の御説明がございました。

これは、昨年、同様の法改正が成立をいたしました、戦没者等の特別弔慰金制度についても同様の改正がなされたわけでありますが、地元の遺族会なんかで説明をさせていただくと、やはり支給が十年に一回よりも五年に二回の方が、国から忘れられていない感じがしてうれしいといったような声も多数頂戴をしたわけでございます。

ただ、だからといって、これは毎年支給をしてしましますと、その都度請求手続が発生をして、事務作業も増加をして、受給者の皆様にとつても重荷ともなってしまうということでございます。今回、五年償還の国債を二回に分けて交付するという改正、戦傷病者等の妻の皆様方にも喜んでいただけるんだろうと考えるわけでございます。

ちよつと話がかわるんですけども、また、この種の特別給付金の議論で常に話題となるのが受給者の数でございます。

でございますが、戦傷病者等の妻の皆様の高齢化も大変に進んでいるわけでございます。

厚生労働調査室の資料では、今般の改正で給付金の対象者は約三千名となっておりますが、これまでの対象者数の推移につきまして、大まかで結構ですので教えていただけますでしょうか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の受給者数の推移につきましては、制度が創設されました昭和四十一年の受給者数は約十二万二千人、その後十年ごとの改正時点の受給者数を申し上げますと、昭和五十一年が約十万三千人、昭和六十一年が約八万七千人、平成八年が約六万二千人、平成十八年、前回でございますが、約二万二千人となつておりまして、今般の改正による受給対象者数につきましては、委員御指摘のとおり約三千人と見込んでございます。

○村井委員 今御説明ございましたけれども、やはりかなり急激に減つていっているんですね。制度創設当時が十二万二千人というお話で、その後、十万三千、八万七千、六万、二万で、今回三千人というところでございます。ここに来て急激に対象者の数、戦傷病者等の妻の皆様方が少なくなつておられるということがわかつたわけであります。

卑近な例でありますけれども、うちの両親も戦後生まれなんですけれども、その上の世代、祖母はもちろん戦争経験者ですけれども、既に亡くなつております。そう考えると、社会全体の中で戦争の記憶というものが徐々に希薄になつていっているんではないかと思ひます。

そういう意味で、対象者数は少なくなつていながらも、いまだに戦傷病者等の妻の皆様方を初めとする皆様方の御労苦に報いつつ、また不戦の誓いを新たにしようという意味でも、この特別給付金制度はこれまでに意義深いものになつていっているんではないかと思ひます。

そこで、お願いをいたしたいのは、少なくなつておりますけれども大切なこの受給対象者の皆様

方に、着実に周知をしていただけたらというところであります。

高齢化が進むと、今までの家ではなくて介護施設だとかサービスタウン高年齢者住宅等に移転をされるといったような事例も出てくるだろうと推察をされます。そういう中で、しっかりと受給対象者の方にこの周知がなされるように、厚生労働省の方で何らかの取り組みを行っているようであれば教えていただければと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

戦傷病者等の妻の御労苦に報い、慰藉、いたわりを行うという目的を全うするため、対象者の皆様に特別給付金を確実に受給していただくことが極めて重要であるというふうに考えてござい

ます。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金は、ほとんどの対象者が継続の受給者である、それから、新規対象者につきましては、戦傷病者等である夫が恩給法の増加恩給や戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金等を受けているということから、今回の法案が成立し、施行され次第、厚生労働省におきまして、恩給法を所管します総務省の協力を得ながら受給対象者を把握いたしまして、五月中にも個別の案内を行うこととしてございます。

この個別案内におきましては、請求者の負担軽減を図るため、請求書類の記載事項のうち国で確認できる事項を、請求者の氏名ですとか住所ですとか生年月日等でございますけれども、あらかじめ印字した請求書類を同封する予定でございます。

さらに、個別案内を送付後、請求がしばらくない方に対しては、都道府県や市町村と連携して個別に連絡をとるなど、きめ細かな請求案内に努めてまいりたい、このように考えてございます。

○村井委員 ありがとうございます。

今お話あつたとおり、受給者の皆様方にしっかりと通知が行くように、総務省とか関係自治体としっかりと連絡をとっていただきたいと思います。

し、また負担軽減ということもぜひ積極的に進めていただければと思います。

残った時間で、本日の予定表にも記載がございますが、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について、少しだけ質問をさせていただきます。

戦没者の遺骨収集については、昨年夏に硫黄島に委員会視察に行かれたり、既に質疑も行われております。また、最近では、先週土曜日の十九日に、硫黄島の現地では、日米合同の戦没者慰霊追悼式が行われて、四百名が参列をしたといったような報道もなされておりましたけれども、私の方から伺いたいのは一点だけでございます。先ほどの給付金の話にも共通するわけでありますけれども、さきの大戦を経験された皆様方の高齢化は著しく進展をしています。しかし、いまだになお多くの、約百十三万柱とも言われる御遺骨の収集が行われていないわけでございます。さまざま、海外、諸外国のそれぞれの事情等もございますので、なかなか一筋縄にはいかないんだらうと思いますが、やはり一刻も早く収集作業の進展を進めなくてはならない。

その意味で、今般の法律案では、平成三十六年度までを取り組みの集中実施期間としているわけでありまして、政府として、今後の遺骨収集の取り組み方針を教えてくださいと存じます。

○竹内副大臣 お答えいたします。

これまで厚生労働省としては、一柱でも多くの御遺骨を収容し、また、御遺族にお返しすべく遺骨収集帰還事業に取り組んできたところでございますが、戦後七十年を経まして、御遺族や戦友が高齢化し、当時の状況を知る方々が少なくなりまして、遺骨に関する情報が減少してきておるところでございます。また、現地情勢などの事情によりまして、埋葬地の調査に相手国政府の協力が必要な場合がふえてきているといった状況にあります。

これらを踏まえまして、法案に規定されている集中実施期間におきましては、まず、民間団体の

独自のネットワークを生かした遺骨の所在地等の情報収集を拡充するということがまず第一。二つ目に、諸外国の国立公文書館等が保有する埋葬地等に関する資料調査を強化したいと考えております。そして三つ目に、海外における遺骨収集帰還事業が円滑に進むよう、外務省を通じて相手国政府と交渉を行いまして、事業実施の環境整備に努めてまいりたいと考えておりまして、しっかりと推進をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今回の議員立法は、遺骨収集を国の責務として明確に位置づけ、さらに加速させるための法案と認識をしております。厚生労働省といたしまして、法案の趣旨を踏まえ、取り組みを一層強化してまいりたいと考えております。

○村井委員 ありがとうございます。

今お答えをいただきましたけれども、やはり、戦後七十年がたつて、遺骨の情報が減少しているといったようなこと、さらには、相手国政府の協力も得なければならぬといったような課題があるわけでありまして、お答えいただいたとおり、民間団体のネットワークを利用したり、国立公文書館等の資料調査を実施していただく、また、外務省との連携も進めていただく中で、ぜひこの遺骨収集についても、厚生労働省がリーダーシップをとって、加速的に進めていただければと考えております。

そろそろ時間が来ておりますので、質問の方はそろそろ終わりにしたいと思います。何より我々戦後世代の政治家が大切にしなければならぬことは、この国の現在の繁栄というものが、先人の皆様方の犠牲と御努力の上に成り立っているということにしっかりと日々思いをはせながら、このすばらしい国と地域を次世代に引き継いでいく、そのために日々精進していくということであるというのを改めて申し上げておきたい。また、本日の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案並びに戦没者の遺骨収

集の推進に関する法律案に対する質問とさせていただきます。

御清聴ありがとうございます。終わります。

○渡辺委員長 次に、角田秀穂君。

○角田委員 公明党の角田秀穂でございます。

本日は、この委員会でも質問の機会を与えていただきまして、心より感謝を申し上げます。

それでは、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について、何点か質問をさせていただきます。

この法律案では、特別給付金支給の対象となる、戦争で障害を受けた夫の介護、看護さらには日常生活の維持などのために払ってきた精神的な苦痛を慰藉する目的での特別給付金の受給者の状況について、初めにお伺いをしたいと思います。

先ほども経緯について説明がございましたが、この法律が制定されました当初、昭和四十一年の支給件数が約十二万二千人、前回改正の平成十八年にはこれが約二万二千人、そして、引き続き向こう十年間給付金を支給する今回の改正による対象者は約三千人とのことでありますが、対象者の方々の平均年齢、また、最高齢の方はお幾つになられるのか、さらには年少の方はお幾つぐらいなのか、それぞれ受給者の状況についてお伺いをしたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

今回の改正による受給対象者数については、委員御指摘のとおり、約三千人と見込んでございます。

これらの対象者につきまして、現時点で把握しているところでは、平均年齢は八十七歳、最高年齢は百一歳、最低年齢は、一番若い方でございすけれども、五十七歳というふうに見込んでございます。

○角田委員 これまで、特別給付金の支給は、十年償還の国債を一回交付してきたものを、今回の改正案では五年償還国債を二回交付に改めるとしてあります。

この理由について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○堀江政府参考人 昨年度改正を行っていたございました戦没者等の遺族に対する特別弔慰金につきまして、それまで十年国債を一回お渡しする方式を改めまして、御遺族に弔慰をあらわす機会をふやすため、五年国債を五年ごとに二回交付することいたしました。

また、この法案審議の際、参議院厚生労働委員会の附帯決議におきまして、受給者の国債を相続した方が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意を表すべき者とは必ずしも限らないという御指摘をいただいたものでございます。

このようなことを踏まえまして、戦傷病者等の妻に対する特別給付金につきましても、同様に、受給者の高齢化を踏まえまともに、戦傷病者等の妻の御苦労に報い、慰藉、いたわりを行うという本制度の目的によりの確に認められるようにするために、五年国債を五年ごとに二回交付することとさせていただきます。

○角田委員 今回、特別給付金の国債の支給を二回に分ける理由として、本人のことを国は忘れていないというあかしとしての慰藉の気持ちを示す機会をふやすというのがある一つあって、また、支給後に御本人が亡くなった場合、他の財産と同様に相続をされるということは、残りの償還期間が長いほどこの制度の趣旨に鑑みて適切ではない、こうしたことが主な理由ということでしたけれども、一方で、この支給を二回に分けるということ、二十八年度に申請をして、さらに五年後に同様の申請をしなければならぬという、ある意味では手間が加わってくるということになるうかと思ひます。

先ほども受給者の御年齢と状況をお伺いいたしましたけれども、戦後七十年の歳月が流れ、御高齢となつていらっしゃる対象者の方々に、今回の変更の内容も含めて、申請漏れが起らないよう丁寧な周知というものが一層求められてくると思ひます。特に二回目の支給に当たっては、一回目の特別

給付金を支給した方に対して確実に御案内をする
とともに、その間に新たに対象になられた方々にも漏れがないように、対応をしつかりこの点もや
つていく必要があると思います。

そうしたこととあわせて、もう一つには、申請
手続の簡素化、そうしたこともやはりこれから
さらに考えていかなければいけない課題だろう
と思います。

そこで、申請手続について一点お伺いをしたい
と思います。

特別給付金の支給を受けるには、大抵は、居住
しているところの市区町村担当窓口で書面で申請
を行うということになると思いますが、平成二
十八年度の受け付け分から、戦傷病者等の妻に対
する特別給付金請求書にマイナンバーの記載も求
められるようになります。

支給を受ける側としてはこれも申請の手間がふ
えてしまうことになりそうですが、支給を受け
る側にとつてどのようなメリットがあるのか、確
認をさせていただきたいと思ひます。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

対象者の方に確実に受給していただけるよう
にする、またそのための御案内をするというのは、
一回目の交付、二回目の交付に共通したものでご
ざいます。

マイナンバー法の施行でございますけれども、
お話しいただきましたように、本年一月から個人
番号の利用が開始されたものでございまして、同
法の施行に伴いまして、戦傷病者等の妻に対する
特別給付金につきましても、請求書にマイナン
バーを記載いただくこととなります。

支給を受ける方のメリットとしては、例えば、
請求を受けた地方自治体において、マイナンパー
の提供を受けておくことによりまして、受給者で
ある請求者が転居をしてしまった場合の移動の情
報を迅速に把握することができるようになります
ので、例えばでございますけれども、実際に国債
がお渡しできるという状態になったときに、今は
この自治体にはお住まいではないわけですが、

も、移つていただいたところの自治体にお住まい
の申請者の方に御連絡をするというようないことが
容易になつてくるわけでございます。確実な支
給につながりますので、そういうことできめ細か
な行政サービスの推進につながるというふうに考
えてございます。

○角田委員 この特別給付金の申請手続は、居住
地の市区町村で受け付けた後に、都道府県を経由
して、戦没者が除籍をされた都道府県からさらに
厚労省、財務省、日銀と、数多くの機関を経て進
められていくということになります。

こうしたことから、申請から交付国債が手元
に渡るまでかなりの期間を要しているようござ
いますけれども、受給者の置かれた状況も踏まえ
て、手続の簡素化、それに加えて支給までの期間
の短縮の努力も、これをしっかりとまたやってい
ていただきたいということを要望させていただき
たいと思ひます。

続きまして、戦没者の遺骨収集に関して何点か
お伺いをさせていただきたいと思ひます。

戦後七十年が経過をし、戦没者の御遺族の高齢
化も進行している一方で、いまだ多くの戦没者の
御遺骨の収集が行われていない状況であり、時々
刻々と変わつていく環境の中で、遺骨の収集はま
さに時間との闘いと言えます。

公明党といたしましても、一昨年から、戦没者
遺骨収集推進事業推進プロジェクトチームを立ち
上げ、戦没者の遺骨収集の加速化を目指してきた
こともありまして、最大で六十万柱とも見込まれ
る収容可能な御遺骨の遺骨収集事業が今後集中的
に進むことを切に望むものであります。

遺骨収集推進の法案に規定された集中期間にお
いて遺骨収集が確実に実施されるためには、何よ
りも正確な情報の把握が重要であろうと考えま
す。

このことについては、附帯決議においても、
「戦没者の遺骨収集や情報収集に当たっては、相
手国の国民感情にも十分配慮した上で、関係国の
政府等の理解と協力を得て実施すること。また、

現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間
団体等との連携を強化し、支援すること。」ともさ
れているところでございますが、民間との連携も
含めた情報収集の進め方について、政府の考えを
お伺いしたいと思ひます。

○竹内副大臣 お答えいたします。

戦後七十年を経て、御遺族や戦友が高齢化さ
れ、当時の状況を知る方々が少なくなり、御遺骨
に関する情報が減少をきていているところござ
います。

このため、平成十八年度からは、御遺骨に関す
る情報につきまして、現地における情報収集及び
現地調査を行う海外未送還遺骨情報収集事業を、
国から個別の民間団体に地域ごとに委託して実施
してきたところでございます。

去る三月四日には、民間団体の御尽力によりま
して、ミャンマーの少数民族地域からの御遺骨の
帰還が実現をしたところでございますが、平成二
十八年度には、ミャンマー等海外未送還遺骨情
報収集事業の実施地域に加える予定でございま
す。

遺骨収集推進法案が成立した暁には、このよう
な御遺骨に関する情報収集事業を指定法人に委託
して、より機動的に実施させることで、遺骨収集
を加速してまいりたいと考えております。

○角田委員 遺骨収集のために必要な情報の収集
や遺骨収集推進事業を、厚生労働大臣が指定する
法人、指定法人に実施をさせるということが予定
をされておりますが、この指定法人が適正に業務
を行っているかどうか、この監督はどのように
行うのか、体制も含めてお伺いをしたいと思ひま
す。

○堀江政府参考人 今般の遺骨収集推進法案第十
条におきまして、指定法人につきまして、戦没者
の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする
一般社団法人または一般財団法人からの申請によ
りまして、情報収集や遺骨収集推進に関する業務
を適正かつ確実に行うことができると認められる
ものとして、厚生労働大臣が、全国を通じて一個

に限り指定することができることとされてござ
います。

法案では、指定法人では、毎事業年度、事業計
画書、収支予算書、そして事業年度後に事業報告
書、収支決算書を提出するものとされておしま
して、また、厚生労働省は、必要な限度におきま
して、業務や財産に関する報告や資料の提出を求
め、事務所への立ち入り、業務や財産の状況、帳
簿、書類等の検査、関係者への質問ができること
とされております。ここまですが法律に書いてある
ことでございます。

厚生労働省におきましては、これに加えまし
て、法律が成立した場合には、第三者機関として
有識者会議を設置いたしまして、指定法人の業
務、会計、運営等につきまして意見及び助言を得
ることで指定法人の業務の適正を確保してまいり
たい、このように考えてございます。

○角田委員 最後の質問になりますけれども、で
きる限り多くの遺骨の身元を特定して、遺族に引
き渡せるようにするために、戦没者の遺骨から抽
出したDNA情報のデータベース化も検討されて
いるということですが、現状の検討状況
についてお伺いをしたいと思います。

○堀江政府参考人 厚生労働省では、平成十五年
三月に取りまとめられました戦没者遺骨のDNA
鑑定に関する検討会の報告書を踏まえ、平成十五
年度からDNA鑑定を二千五百五十五件実施して
ございまして、平成二十八年二月末現在、千三七
柱の身元が判明してございます。

戦後七十年を経過いたしまして、戦没者の御遺
骨の身元特定に向けてさらなる取り組みを行つて
いく必要があるということから、個性性のある御
遺骨から、具体的には歯でございしますが、DNA
のデータを抽出することが可能な場合は、全て
データベース化して、関係する御遺族との照合に
向けて検討することとしております。

○角田委員 以上で終わります。
ありがとうございました。

○渡辺委員長 この際、暫時休憩いたします。

午前九時四十五分休憩

午後三時四十五分開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡本充功君。

○岡本(充)委員 きょうは、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案ということで質疑に立たせていただきますが、まずもって、厚生労働省がその設置法上援護の対象としている方というのはどういった方であるのか、きのう大分議論をしました。

私が質問することで正しいかどうかお答えをまじういただきますが、第二次世界大戦で亡くなった方までの方、それ以前、つまり第一次世界大戦も、もと言えば日露戦争であっても、そういった戦争で亡くなった方も含めて厚生労働省は援護をする、こういった理解でよろしいですか。

○太田大臣政務官 お答え申し上げます。

戦傷病者等というふうに法案で言っておりますのは、公務上または勤務に関連して受傷し、けがをし、または疾病にかかり、これにより障害の状態となった恩給法の増加恩給等の受給者及び戦傷病者戦没者遺族等援護法の障害年金等の受給者でございます。

これは、具体的に申し上げますと、受傷や疾病の期間は、御指摘のあったとおり、一つは、軍人の場合は、満州事変、昭和六年九月十八日以後、そして、軍属、準軍属の場合は、日華事変、昭和十二年七月七日以後、原則として、降伏文書に調印し、形式的に戦闘状態が終わった昭和二十年九月二日までが主な期間でございます。

○岡本(充)委員 私が聞いているのは、厚生労働省設置法上は、第一次世界大戦であれ日露戦争であれ、今の厚生労働省において援護の対象ですね、これについて答えてもらいたいです。

○太田大臣政務官 設置法に基づいた御発言かと

思います。

私もといたしましては、設置法の書きぶりは書きぶりとして、これは設置法でございます。それ以上に、今申し上げました法律に基づいて決められたことが私どもの業務であると認識しております。

○堀江政府参考人 補足させていただきます。

厚生労働省は、戦傷病者、戦没者の遺族の援護に関する事務を所掌しているわけでございますけれども、その経緯といたしましては、昭和二十一年に厚生省の外局として設けられた引揚援護院、その後継組織であります引揚援護庁において、終戦に伴う引揚援護が実施されていた中で、昭和二十七年四月に戦傷病者戦没者遺族等援護法が、いわゆる援護法でございますけれども、制定された際に、引揚援護庁の所掌事務として、戦傷病者、戦没者遺族の援護に関する事務が追加されたものでございます。

委員御指摘の援護法の対象というのは、軍人の場合はその就職以後、昭和二十年九月二日まで、軍属、準軍属の場合には日華事変以後、昭和二十年九月二日までに、公務上または勤務に関連して受傷し、罹病された方、またはこれにより死亡された方の遺族というふうになされている、こういうふうな理解でございます。

○岡本(充)委員 違う。私が聞きたいのは、援護法じゃなくて、厚生労働省として援護の対象はどなたなんですかと聞いているんです。ちゃんと答えてもらわないと次の質問に行けないんですよ。これはきのうも大分議論して、もう答えが出ているんですから。

第二次世界大戦以前の、第一次世界大戦であれ日露戦争であれ、そこで援護が必要になった方についても当然引き継いでいる、それでいいんですね。

○堀江政府参考人 軍人につきましては、初期はございます。軍属、準軍属につきましては、先ほどから申し上げております日華事変以降ということになります。

○岡本(充)委員 であれば、なぜ今回のこの法律では対象者を絞ったのか、それについてお答えいただきたいと思います。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。

今回の法律につきましては、さきの大戦の被災者ということで対象としてございます。

今回の給付金につきましては、さきの大戦におきます戦傷病者、戦没者の遺族に對しまして、国としての特別の慰籍、弔慰をあらわすために、昭和三十年代後半から昭和四十一年に制定されたものでございまして、経緯といたしまして、さきの大戦の戦傷病者の妻等の遺族の立場は、それ以前の戦役による戦傷病者や戦没者等の妻等の遺族の場合と事情を異にし、その援護に欠けるところがあつたさきの大戦後の特別の事情も勘案いたしまして、特に慰籍や弔慰を示す必要があると考えられたために、さきの大戦の戦傷病者や戦没者の妻等の遺族に限り、特別給付金等の対象としたものでございます。

○岡本(充)委員 事情は何かと聞いているんです。そこを絞った政策的な目的は何だったのか、どういう事情なのか、それをほつきりさせてください。

○堀江政府参考人 さきの大戦におきまして、その事情としては、一つは、戦争が終わりまして、敗戦いたしましたので、陸軍、海軍というものがなくなつて、それに対する弔慰を示す仕組みがなくなつた、こういうことだと思ひます。

○岡本(充)委員 組織がなくなつて、弔慰を示すものがなくなつたから、国債でお金を出すと云う仕組みをつくつたんだ、こういう理屈であるとすると、これはある意味、これまでのいわゆる恩給法の世界に上乗せをする、二階建ての制度をつくつた、その理由が、それを所掌するところがなくなつたから、こういう理屈だ、こういうふうに今言われました。

だとすると、私は、ちよつと解せないところがある。今この時点で、報道されていますように、二十

九日から施行される新たな安撫法制で、戦死者が出た場合、この場合は一体誰がその援護をするのか。その援護をする省庁もないわけでありまして、当然のことながら厚生労働省でいいということでしょうか。

一義的には、防衛省が公務員のいわゆる遺族共済等をもとにしたお金の支給や、賞しゅつ金などでお金の支給があるということは承知をしていますが、今お話をしているような二階建て部分という意味では、これも厚生労働省がやるということではないでしょうか。

○堀江政府参考人 先ほども申しましたような所掌事務の経緯に基づきますと、戦傷病者あるいは戦没者あるいはその遺族という者につきましては、さきの大戦の終結までのものと認識してございます。

○岡本(充)委員 それで、三ページにつけたんです。厚生労働省設置法の第四条の百四には、縛りがありませんよ。「戦傷病者、戦没者遺族、未帰還者留守家族及びこれらに類する者の援護に関すること」としか書いていない。

ちよつと前に戻つてもうと、二ページですね、この昔の法律に、やはり「戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事務を行うこと」ということで、昭和二十七年にできた法律、戦傷病者戦没者遺族等援護法にはこうした附則、もしくは二条の規定があるわけですが、ここにも縛りはないわけでありまして、これを第二次世界大戦に限ると読むのはなかなか難しい。

したがつて、先ほど、縛りがない、第一次世界大戦であれ日露戦争であれ、始まり、初期はないんだ、こういう話をされました。一方で、どこに終期があるということが書いてあるのかということとを私は問ひたい。

したがつて、終わりがどこですやというのを明文化した条文がないにもかかわらず、しかも、現行もない。これも、設置法にさきの大戦によるということが書いてあれば話はわかりますけれども、ここにやはりそうした文言がない以上は、ど

こで終期を眺めるのか、明確にお答えをいたしたいと思います。

○太田大臣政務官 先ほど来申し上げておりますとおり、所掌事務の改正経緯に鑑みると、厚生労働省設置法の戦傷病者、戦没者遺族の定義は、戦傷病者戦没者遺族等援護法と同様、さきの大戦の終結までの戦傷病者、戦没者遺族であると認識をいたしております。

このため、殉職自衛官というお話でございますが、その家族の援護については、厚生労働省設置法の戦傷病者、戦没者遺族の援護に基づき検討することは想定されていないと考えております。

○岡本(充)委員 いやいや、二ページを見てください。二十七年の援護法、ここにも縛りはないんですよ。縛りはない。

では、ちよつと防衛省に來てもらつています。防衛省、いいんですか、では、援護は防衛省でやるということ。

○深山政府参考人 現行法制のもとにおきましては、援護という非常に広くなるといいますけれども、例えば、弔慰を表すということにしましては、先生御指摘の賞じゅつ金とパイロットに関する特別弔慰金という制度を設けております。こうした制度と、あるいは補償ということにしましては、先ほど御指摘もありましたように、補償制度を持っております。

我々といましては、万が一、殉職した隊員が出た場合には、こうした制度を活用しまして、補償及び弔慰をあらわすということになろうかと思ひます。

○岡本(充)委員 弔慰を示すことは、それは弔慰を示されるんだと思ひます。援護を誰がするのかという話をしているんです。

援護は必要だと大臣はお考えですか。大臣、御答弁いただきたいと思ひます。内閣の一員として、援護は必要ですか。

○塩崎國務大臣 今防衛省からも答弁があらわしたけれども、当然のことながら、今説明があつた手だてなどは、御家族のことを考えた上での制度

ということも含めて定められているものだろうというふうに思ひます。

先生がおつしやるように、ダイレクトに援護というのが必要かどうかということであれば、広い意味では、それは、御家族、御遺族のことを考えるということとは当然必要なことだろうと思ひます。

○岡本(充)委員 であれば、一体これは誰がやるのかということをはつきりさせておかなきゃいけないんですよ。

これは、防衛省も違つてと言つて、厚生労働省も違つてと言つて、厚労省は違つてと言えないと私は思ひます。厚労省は違つてと言えないと私は思ひます。よ。これをぎりぎりやり出せば、何で設置法に書いてない、援護法だつてこれは書いてないんですよ、さきの大戦に限るとは。したがつて、戦没者があれば、当然、援護を行うのは厚生労働省の所掌ではないかと私は思ひますよ。

しかし、百歩譲つてそうじゃないとしても、誰もやらないという、援護は必要ないという立場に立たないとい内閣の一員として言われるのであれば、一体これは誰が援護を行うのかはつきりさせるべきではないかと思ひます。大臣、いかがですか。

○塩崎國務大臣 今申し上げたように、殉職自衛官の家族、御遺族ですね、に対する援護が必要であるということ、広い意味で、先ほど申し上げたとおり、私も必要であらうと思ひますし、それは、国のために命をささげたということでありますから、内閣として、そういう気持ちを持つのは当然のことだろうと思ひます。

一方で、厚生労働省設置法の中での戦傷病者、戦没者遺族の援護に基づいて検討するということでは、先ほど来、太田政務官からも御説明申し上げておりますように、殉職自衛官の家族の援護ということについては想定をされてはいないんじゃないかなというふうに思ひますが、広い意味でどうすべきかということ、先生の御意見に耳を傾けていくことも私は大変大事なことだというふうに思ひます。

○岡本(充)委員 そう言つていたのなら、それは誰がやるのかということをやはり考えていくべきだと思ひます。一体どのくらいお金がかかるのかも含めて、費用の面でもやはり検討していく必要があるんじゃないかと私は思ひますよ。

特に、今回ちよつと通告をしている範囲でお聞きをしますけれども、戦傷病者の妻に対する特別給付金ほか、援護行政でこれまで支払つてきた金額、それぞれ幾らになりますか。

○太田大臣政務官 お答え申し上げます。戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づきます援護年金については、制度が創設をされました昭和二十七年からこれまでの支給総額は約三兆九千億円でございます。

戦傷病者や戦没者の妻等に対しこれまで支給した特別給付金等の総額は約三兆四千三百億円でございまして、その内訳は、戦没者等の妻に対する特別給付金については、制度が創設をされた昭和三十一年からこれまでの支給総額は約一兆六千億円で、それから、戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、制度が創設をされた昭和四十一年からこれまでの支給総額は約一千億円で、そして、戦没者の父母等に対する特別給付金については、制度が創設された昭和四十二年からこれまでの支給総額は約二百億円で、四番目に、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、これは四十年から、創設以来、支給総額は約一兆七千億円で、このようになつております。

○岡本(充)委員 それは、当時、物価がいろいろ違つてきますけれども、公務員の給与を見合ひでいうと、およそ何倍ということになりますか。

○竹内副大臣 お答えいたします。御指摘の一人当たりの支給額につきまして、単純平均をいたしますと、戦傷病者妻法が制定された昭和四十一年については、援護年金、障害年金、遺族年金等ですが、これが年約七万円、各種特別給付金等が約一千万円でございまして、また、国家公務員給与につきましては、当時の国家公務員の初任給、行政職俸給表(上級甲月額二万三千三百

百円の十二カ月分として、年約二十八万円でございまして。

また、改正ことの支給額につきましても申し上げたいと思ひますが、基本的に同様の仮定とした場合に、昭和五十一年は、援護年金が約五十二万円、各種特別給付金等が約三万円、当時の国家公務員給与が約百三万円でございまして。

昭和六十一年では、援護年金が約四十万円、各種特別給付金等が約五万円、国家公務員給与が約百四十六万円でございました。

平成八年につきましては、援護年金が約二百万円、各種特別給付金等が約六万円、当時の国家公務員給与が約二百十八万円でございまして。

最後に、平成十八年は、援護年金が約二百万円、各種特別給付金等が約六万円、国家公務員給与が約二百十五万円でございまして。

直近の平成二十六年の支給額につきましては、援護年金が約二百万円、各種特別給付金等が約五万円、国家公務員給与が約二百二十万円でございまして。

○岡本(充)委員 それが一体、先ほどの、積み上げた六兆円のお金が国家公務員の給与にすると何カ月分に相当するのか、こういうふう聞いていくわけでありまして、どのぐらいに相当されるんですか。

○堀江政府参考人 今の、平成二十六年の支給額で、援護年金が二百万円で、国家公務員の給与が約二百二十万円ということでございますから、国家公務員の初任給の給与より少し少ないぐらいという……

○岡本(充)委員 違つ、違つ。先ほどの六兆円というお金はトータルで何カ月分に当たるんですか、こう聞いているんです。(発言する者あり)

○渡辺委員長 とめてください。

(速記中止)

○渡辺委員長 速記を起こしてください。

堀江大臣官房審議官。

○堀江政府参考人 今計算はしておりますけれども、厳密にその形で御通告ではなかつたものです。

から、今計算の準備がございまして、今即答することは困難かと思えます。

要するに、前提を間違えたりするといけませんので、不正確なお答えはできませんので、後ほどお届けいたします。

○岡本(元)委員 私、総務省には実は正式に通告していないので、厚労省にはそうやって、何力月分に当たるんだという話は聞いたんですよ。総務省の担当の方も、今、後ろの方に見えますけれども、一緒にその場に見えて、恩給についてはその計算ができていないので、きょう厚労省に、それを何力月分と言ってもらった後に、総務省には同様の計算をしてくださいというお願いをしようと思つていたところでありまして、これが出ないと、その次、恩給が何力月分だという話にならないんです。

ですから、御答弁いただきたいと思つています。

○田家政府参考人 お答えいたします。
旧軍人の方々に對する恩給につきましては、昭和二十八年に制定されました恩給法の一部を改正する法律によりまして、戦前と同種の給付を行うものとして復活しておりますが、それ以降、これまでの支給総額は約五十一兆二千億円となっております。

今御指摘の過去の支給額、それぞれの年代の支給額が今の貨幣価値に基づけば幾らになるのだというふうな御質問かと思えますけれども、厳密に仮定を置かずに計算すれば、それは計算は可能かと思えますが、そこら辺の仮定の仕方とかをお聞きしながら計算をして、御報告を後ほどさせていただきますというふうに思います。

○岡本(元)委員 大臣、これは、後で今一生懸命計算していただいているんですけども、いいですよ。では、後でちゃんと教えてください。そこは、きつと何力月分だということを後でちゃんとお届けいただければというふうに思います。次に行きます。

それで、厳密に、どれだけお金がかかつて、今

お話をしている一階建て部分、私が勝手に一階建て部分と呼んでいるんですけども、今は国家公務員でもそれぞれ国家公務員の共済からお金が出る、こういう仕組みになっていると承知をしています。

きょうは財務省にも来ていただいております。現状、自衛隊員が亡くなられた場合に出るお金、他の国家公務員と同様だというふうに理解をしておりますけれども、きょうは財務省の方から説明をしていただきたいと思います。一体幾らお金が出ることになるのか、そしてまた、財務省としては、来年度予算で一体何人ぐらい出るといふふうに予想をしておられるのかということについてお答えをいただければと思います。

○可部政府参考人 お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、国家公務員が公務による病気または負傷によりまして死亡された場合、その御遺族に對しまして、通常の遺族厚生年金などのほかに、公務遺族年金が支給されることとなっております。

公務遺族年金の支給額、こちらは、組合員期間、すなわち勤続年数、あるいは標準報酬月額などによって異なりますけれども、最低保障額といまして、年間で、百三万七千円から遺族厚生年金で支給される額を控除した金額、こちらが支給されることとなっております。

なお、来年度予算で何人で計上しているかというの、大変恐縮ですけれども、ちよつと事前にお尋ねがなかったものですから、今数字を持ち合わせてございません。

○岡本(元)委員 現に亡くなつて、そしてお支払いをされるということになった場合は、すごく幅があるんですよ。非常に大きな金額の幅がある。だから、なかなか予算立てが難しいんだと思います。

私は、こうしたいわゆる国家公務員として出るお金以外に援護をしていくということをどうしていくかということで、先ほど大臣にお話をいただきましたけれども、ぜひ検討をしていただい

どこでやるかということはあるべきことなんじゃないか。施行されました、実際に自衛隊員が亡くなりました、そしてまた、これを何と呼ぶかというの私は非常に議論があるところだと思つています。

現政権において、我が国では戦死者は出ないといふふうに考えているのか、もしくは、戦争といふのはこの地球上では国連憲章上あり得ない、こう考えているのか、そこについての解釈、外務省に来ていただいておりますので、お答えいただきたいと思ひます。

○黄川田大臣政務官 戦争の定義についてでございますが、国連憲章のもとでは、第五十一条に規定する自衛権、または第七章のもとでの安保理の決定に基づくいわゆる集団安全保障措置を除けば、武力の行使は原則として禁止されており、伝統的に国際紛争を解決する合法的手段として認められていた戦争は、原則として認められなくなつております。

他方、それにもかかわらず武力紛争が発生した場合、武力紛争の当事国は、その国連憲章上の合法的にかんにかかわらず、武力紛争における犠牲者の保護や戦闘の方法及び手段の規制について定めるジュネーブ諸条約等の国際人道法を遵守しなければならぬとされております。

ジュネーブ諸条約共通第二条においても、委員お配りの資料にも書いてありますとおり、「平時に実施すべき規定の外、この条約は、二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一方が戦争状態を承認するとしないと問わず、適用する」と規定され、この趣旨が明らかにされております。

お尋ねの関連で申し上げれば、現実には武力紛争が発生し、それにより犠牲者が発生したことがあ

○岡本(元)委員 最初の話に戻るんですけども、大臣、我が国の政府の大臣として、戦死者、戦没者は発生していない、戦後、第二次世界大戦後、日本においては発生していない、こういう認識でしょうか、ちよつとお伺いしたいんですけども。

○塩崎国務大臣 戦後、日本が戦争に關与したという事実は……(岡本(元)委員「いや、世界じゅうです」と呼ぶ)もう一回。

○渡辺委員長 もう一度。

○岡本(元)委員 大臣、申しわけない、もう一回聞きます。

世界じゅうで、さまざまなところで、私は、戦争が起り、そして戦死者が出ていると理解をしておりますけれども、今の外務省の説明は、ややもすると、ちよつと一つ抜けているのは、個別的自衛権の行使について政務官は触れませんでしたけれども、個別的自衛権の行使も、国連憲章の五十一条上、皆さんにお配りしている四ページにあるように、これは固有の権利として害されないといふふうに書かれています。

したがって、そういう意味で、世界各国で起つてい

○塩崎国務大臣 条約の解釈などは、私ども厚労省の責務ではないといふふうに思いますので、答えは差し控えた方がよろしいかといふふうに思います。通告もございませんでした。

○岡本(元)委員 確かに、通告はしていません。それで、私は聞きたい。

戦死者のところにもまた戻るわけですが、戦死者というのは一体誰を指すのかといったときに、戦死をした者という理解であるとすれば、これは当然、戦死をした者というものがいるのかいないのかということについて厚生労働大臣にその見解を問うている、こういうことでありまして、ジュネーブ条約の解釈を聞いているわけではあり

ません。

○塩崎国務大臣 先ほど何度か太田政務官などから答弁申し上げたように、援護の対象になる戦争は昭和二十年九月たしか二日までのことでございますので、その後の問題については、私どもとしては対象ではないというふうに思っているところでございます。

○岡本(充)委員 対象ではないという話をされまされども、先ほどからお話をしているように、議論をすると、厚生労働省は、戦争で亡くなった人はいないと言わんばかりの立場をとられるし、外務省においては、先ほどのこうした条約の解釈上、戦争で死ぬ人は現にいます、こういう理解だと。

それでいいですよ、政務官、もう一回確認です。第二次世界大戦以降も、戦争で死んでいる、いわゆる戦死者はいます。

○黄川田大臣政務官 先ほど申したとおり、戦争という定義については先ほど申したとおりでございますが、武力紛争により犠牲者が発生したということは否定できないということでございます。

○岡本(充)委員 それは、武力紛争というのはいろいろあるんですよ、武力の紛争です。

ぎりぎり言ったら、もうそういう話になるかと思つてつたんですけれども、国連憲章では、第二條の四項で、全て加盟国はと書いて、いわゆる戦争について慎まなければならないとする一方で、五十一條で個別的な自衛権の行使は害されなないとしているわけですから、加盟国でない国が加盟国に対して攻撃をしてきて、個別的な自衛権を行使して、ここは安全保障の議論をするところじゃないんです、本当は戦死者が出るかどうかだけを聞きたいのに、こんな議論をしなきゃいけないのは本当に残念なんですけれども、これははつきりさせていたきたい、戦死者が現に世界で出ているのかどうか。

今お話をしているように、加盟国でない国が攻撃をしてきて、個別的な自衛権で自衛をする国があった場合、我が国だつて当然自衛しますよ、そ

のときに死んだ人は戦死者と呼ばないんですか、呼ぶんですか。では、それをはつきりしてください。

我が国にどこかの国が攻めてきたとき、国連に加盟していない国だ、それが攻めてきたとき、我が国は個別的な自衛権で守つた、残念ながら死者が出た。それは戦死者と呼ばないんですか、武力行使による死者と呼ぶんですか。そこをはつきりさせていただけませんか。(発言する者あり)事務方は答えないとつていたよ。答えないから登録すると言つていた。

○吉田政府参考人 先ほど黄川田政務官が申し上げましたのは、国際連合憲章のもとにおきましては、伝統的に国際紛争を解決する合法的手段として認められた戦争は、原則として違法化されているということでございます。それを現在、国連憲章上、武力の行使あるいは武力の紛争というふうに称しております。

したがって、国際的に、国際法上の用語として問われれば、そのような伝統的な意味での戦争、違法化された戦争と誤解されかねないような言葉を用いて戦争かどうかということとは云々すべきではないと考えますので、それに基づきまして、戦死者かどうかということについて外務省としてお答えする立場にはないということでございます。

○岡本(充)委員 委員長、サポートするために登録だけさせてくださいという話で、答弁をするという話じゃなかったんです。政治家に対して、こういう方を戦死者と称するのかどうかということとを答弁してくださいと言っているのにもかかわらず、事前の話と違う形で答弁をされるというのは、私は約束違反だと思えます。そういう意味では、しっかりと、私は、これはかなりの時間をかけて事務方と議論をして、通告をしている話であります。

もう一度聞きます。私の定義に対して、政務官、こういった方を戦死者と呼ぶんですか、呼ばないんですか。

○黄川田大臣政務官 我が国は国際社会のコミュニケーションの一員でありまして、外務省といったしましては、国際法にのっとつて戦死者かどうかということをお話ししなければならぬと考えております。

そういった意味では、先ほどお話ししたとおり、戦争ということとは国際法上否定されているということでございますので、武力紛争が発生し、それにより犠牲者が発生したということ、このことは否定できないということに尽きます。

○岡本(充)委員 ところで、国際法上、戦争を否定しているんですか。はつきり答えてください。どこに書いてあるんですか。

○黄川田大臣政務官 国連憲章の五十一條に規定する自衛権、または第七章のもとの安保理決定に基づくいわゆる集団安全保障を除けば、武力の行使は原則禁止とされております。(岡本(充)委員)ここに書いてあるんですか。書いてないじゃないか。何条とつてお聞きします。

伝統的に国際紛争を解決する合法手段として認められた戦争は、原則として認められなくなつていくと解釈しております。

○渡辺委員長 岡本君、既に申し合わせた時間が経過しております。質疑を終局してください。

○岡本(充)委員 ちゃんと条文に基づいた答弁をしてもらわないと困ります。残念ながら、答弁はぐらかしているんじゃないかという感じがありません。極めて不誠実な答弁に対して抗議をして、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 維新の党の初鹿明博です。

私も戦傷病者の妻に対する特別給付金について質問をさせていただきます。

この給付金の支給をする趣旨としては、さきの大戦で障害を負つた夫の介助、看護や家庭維持のために、長年にわたり大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的苦痛に対して、国として特別な慰藉を行うために給付金を支給するということが法律ができていくわけですから、今回

も、それを十年の国債という形で交付するというところで、去年改正をしました戦没者の遺族に対する特別弔慰金と同じようなスキームで配られているわけなんです。そのときも私はちよつと疑問に思つたことが一つありまして、今回も同じなんです。

それはどういふことかといいますと、これは国債という形態をとつていふために、相続ができるわけですね。その相続をしていく相続人、これは例えばお子さんとかで、戦争によつてけがをしたお父さんが帰つてきて、苦しい生活をともに暮らしていた、そういう相続人に対してこの国債が相続をされるのはあり得るのかなと思ふんですが、もう戦後七十年以上たつてくると、お子さんじゃなくお孫さんとか、場合によつては奥さんの兄弟とか、全く生活を一緒にしてきたこともないような方に国債が相続をされていくことになるわけですね。

そうすると、もともと法律の趣旨の、さきの大戦で、夫の介助をしたり看護をしたり、家庭維持のために大きな負担を耐えてきたという、それに対する慰藉という意味合いからかなりかけ離れてしまふんじゃないかというのを私は非常に感じているんです。

先ほど午前中のどなたかの答弁でも答えておりましたが、去年の戦没者の遺族に対する特別弔慰金の法案に対しては、参議院の厚生労働委員会が附帯決議がついていて、受給者の国債を相続した者が特別弔慰金の趣旨に照らして真に国が弔慰の意をあらわすべき者とは必ずしも限らないこと等に鑑み、戦後八十周年に向けて、弔慰をあらわす方策として検討を行いという附帯決議がついているわけですね。

これと同じように、私も、今回の法案については、同じように国債で発行していくというやり方が必ずしも適切ではなくなつてきているんじゃないかというふうに思つております。

そこで、まずお伺いさせていただきますけれども、記名国債が発行されているわけですが、今回

の改正の前の十年間で、記名された本人ではなくて相続人に償還をされている件数は何件あるのか、お答えいただけますか。

○竹内副大臣 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、記名国債の交付により今回の特別給付金は行われておりますが、受給者が国債を受領後、償還の終了前に死亡した場合に、これも先生の御指摘のとおり、民法の規定に基づきまして、受給者の相続人に相続されることとなります。

その場合、当該相続人が国債の記名変更手続を行うとされておるわけですが、国債の記名変更手続につきましては日本銀行において御対応をいただいております。この記名変更の件数につきましては、日本銀行では集計を行っていないということから、把握していないと伺っております。

○初鹿委員 今、議場の皆さん、聞いていた、いたと思えますけれども、本人じゃなく相続人に支払われている件数自体を把握していないということなんです。しかも、国債だから、日本銀行がやっていることだから、厚労省はそのことも全く把握をしていないということなんです。これについて本当にいいんですかということを私は非常に聞きたいと思えます。

人数がどんどん減ってきていますということ、皆さん、午前中も答弁されているわけですよ。十年前は二万数千人だったのが、今回は三千人になりました。一万九千人減っている、お亡くなりになっているわけですが、では、そのお亡くなりになった方々の国債が、記名変更をされて相続人に支払われたのか、それともそのまま誰にも支払われないままになっているのか、そして相続された方がどういう方なのか、それも把握をしていない、これで本当にいいんですか。

当然、記名変更しているのを把握していないということ、記名変更して相続人が受け取っている、その受け取っている相続人が子供なのか孫なのか兄弟なのか誰なのか、わかっていないわけでは

すよね。副大臣、わかっていないんですよね。

〔委員長退席、秋葉委員長代理着席〕

○竹内副大臣 お答えいたします。

記名変更手続を行う際は、日本銀行で、亡くなられた受給者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍書類の提出を求めまして、個々に確認を行っております。このことではございますが、その続柄につきましては集計していないと伺っております。

○初鹿委員 だから、当然、厚生労働省も把握をしていないということですよ。

これはちよつと冷静になつて考えていただきたいんですが、戦傷病者の奥さんが、これは国債をもらつて、一年ごとに十数万円ずつ償還をもらつていますが、その奥さんが亡くなつたときに、では、相続人というのはどういう人がいるんですかといつたときに、子供がいない場合はその奥さんの兄弟が相続人になるわけですよ。兄弟なんて、この戦傷病者の方とは全く関係ないんじゃないですか。関係ないですよ。生活も一緒にしたことがないし。そういう人のところにこの国債が相続をされてしまうということは、私は余り適切ではない、本当に、この法律の趣旨には全然かなっていないんじゃないかと思うんですが、副大臣、その点はどのようにお考えなんですか。

○竹内副大臣 先生御指摘のとおり、受給者の国債を相続した者が真に国が慰藉の意を表すべき者とは必ずしも限らないという趣旨は、私どもも共有をしております。

このようなことを踏まえまして、今回の戦傷病者等の妻に対する特別給付金につきまして、昨年の特別弔慰金と同様に、受給者の高齢化を踏まえるとともに、戦傷病者等の妻の御苦労に報い、慰藉、いたわりを行うという本制度の目的に鑑みまして、五年国債を五年ごとに二回交付するということにしております。

○初鹿委員 今回、五年ごとに二回に分けたということ、できる限り、余り関係ない人に相続さ

れないようにしようという趣旨で書いたんだということ、これはちよつと考えてくれたのかなとは思つてしまいます。でも、やはり国債という形をとっている限り、相続されていってしまうんですよ。

ですから、私が提案をしたいのは、もういつそのこと、国債ではなくて、現金を毎年十数万円支払う方が、きちんと本当に慰藉しなきゃいけない人の手元に渡るんだと思うんですよ。国債だから、これは相続というものが発生するわけですよ。国債だから。現金で渡すようにすれば、相続は発生しないですよ。副大臣、そうですね。

○竹内副大臣 国債であらうが現金であらうが、亡くなられた時点で残つておれば、それは相続の対象になるというふうに思います。

そこで、私どもとしては、先生、今回の国債でございまして、やはり国債でお渡ししてきつたというこれまでの経緯もございまして、また、なれ親しんでいただいているという経緯もございまして、そういうことで、今回、国債での支払いというものを継続しておるわけでございます。

○初鹿委員 恐らく、最初にスタートしたときは、一遍に百万円の国債を渡しますと。この百万円という金額にインパクトもあつたし、やはりそこにすぐ弔慰を示していたり、慰藉の気持ちが出たというところ、それが、たまたまだと思つて、戦後七十年たつて、高齢化もしてきていますし、状況は大幅変わつてきているんだということをやはりちよつと考えないといけないんだと思つてます。

ちよつと次に、今度は、国債が手渡されて、では、本当に現金にかつていくのかということをお伺いしますけれども、実は、結構国債が未償還になつていくんですよ。償還されていない金額が、きのう聞きましたら結構あるんですよ。

例えば、二回前の平成八年度に配られた特別給付金の国債は幾ら未償還になつていて、そして、その割合が何%になつていくのか、お答えください。

い。○竹内副大臣 平成八年は、未償還額が十億三千万程度でございまして、未償還割合は、発行累計額に対する割合でございまして、二・九%でございいます。

〔秋葉委員長代理退席、委員長着席〕

○初鹿委員 二・九%なんです。十億円未償還なんです。十億円ですよ。平成十八年、この前の直近でいうと、いただいたデータだと、まだ二年分が償還に達していないところなんです。その二年分を合わせると三十四億になるんですよ。これは償還に当たればもう少し行くんですけども、多分、同じく十億円ぐらいが未償還になつていくことなんです。未償還になつていく、償還をされていない理由は何なのか、また把握をしているのか、お伺いいたします。

○竹内副大臣 お答えします。未償還となつていく理由につきましては、必ずしも正確な理由を把握しているわけではございませんが、財務省理財局作成の資料によりますと、先生御指摘のとおり、最近のものであれば、未償還の割合がやや高くなつております。

これは、受給者が亡くなり、遺族が未償還の国債に気づかない場合や、受給者が償還を忘れている場合など、さまざまな要因が考えられると思っております。

○初鹿委員 これは冷静に考えていただきたいんですけれども、もう平均年齢が九十歳近いわけですよ。多くの人は、自宅じゃなく施設だったり、また、自分で歩いて出かけて、これは金融機関に償還に行くんですよ。郵便局とか、そういうところに自分の足で行けなくなつていくんじゃないかと思つてます。もしかしたら、それが一番の原因かもしれないと私は感じたりするんですよ。となると、やはり国債というやり方はどうなのかなと思つていますが、いかがでしょうか。そういう理由だと考えられませんか。

○竹内副大臣 お答えいたします。

先生の御指摘のとおり、確実に受給していただくことが極めて重要であると考えております。

このため、法施行後、厚生労働省におきまして、総務省の協力を得ながら受給対象者を把握して、個別案内を行うというようにしております。

それから、平成二十三年からは、国におきましても、個別案内を送付後三年の請求期限が過ぎますが、その三年の請求期限の間際になっても請求のない方に対しては、都道府県や市区町村と連携して個別に請求を促す連絡を行っておりまして、今回の改正においても同様の対応を行うなど、きめ細かな請求案内に努めていきたいと考えております。

○初鹿委員 今のお話は国債をもらうまでの話で、もらった後の話を私はしているんですよ。国債をもらいました、紙をもらいました、安心しましたじゃないんですよ。もらったときは元気で、その後、認知症になっちゃったとかもあるじゃないですか。あと、やはり年配の方だと、一年ごとに償還しなきゃいけないというのは忘れちゃうこともあると思うんですよ。償還期限が来たら、その都度その都度きちんと連絡はされているんですか。どうなんですか。償還期限が来て、毎年その都度、償還期限が来ましたよという連絡はされているんですか。いかがですか。

○竹内副大臣 まず、何点かお答えいたします。受給者に対し、毎年の償還期限が到来していることについて特別な御連絡は行っておりませんが、受給者にお渡しする記名国債には、受給者のお名前のほか、額面や国債の種別とあわせて毎年の償還開始日が印字されておりまして、国債支給に合わせて、こうした特別給付金の仕組みにつきまして、自治体窓口で書面を交付してお知らせをしているということがまず第一点でございます。それから、もう一点お答えをしなければならぬのは、お支払いする場合、場所がゆうちょ銀行の店舗または郵便局の場合は、受給者の御希望に応じ、受給者の指定した口座に自動振り込みすることができるようになっております。高齢者の

方々の負担が少なくなるように、この取り扱いについて広く周知してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 自動振り込みをできるようにしていると言いますが、では、自動振り込みの手続をしている方の割合はどれぐらいなんですか。

○竹内副大臣 お答えします。第八回及び第九回特別弔慰金の口座自動振り込み者数は約三十四万件でございます。これは裁定件数の約二六％と現在となっております。

○初鹿委員 大体四分の一の方は振り込みになっているけれども、四分の三の方は、そうじゃないんです。自分で多分窓口に行つて現金にかえていただろうという、そういう想定になっているわけですね。

だったら、最初から全員に現金を振り込めばいいんじゃないですか。国債の証書を印刷するのだけでお金がかかるわけですから、この印刷代と振り込み手数料と変わらないような気がするんですけど、どうしても、どうしても国債にこだわらなければいけない理由をもう一回ちゃんと説明していただけますか。

○竹内副大臣 これまで御指摘もございまして、受給者の皆さんに償還金を確実に受給していただくことが重要であります。先生おっしゃったように、やはり、これまで国債という形のあるもので支給して毎年償還を受けていたという仕組みは昭和四十一年の創設以来五十年間継続をしております。御高齢になられた受給者にとつては、なれ親しんだ仕組みとなっております。

このため、今般の特別給付金におきましても、これまでと同様、国債の交付という方法により行うこととした次第でございます。

○初鹿委員 五十年続けてきたからこの後も続けるといふことではないと思うんですよ。やはり対象者が高齢になつていて、自分でなかなか金融機関などにも行けない人も多くなつていて、そういうことも考えると、私は、本来だったら、もう一回から国債で支給するのはやめた方がいいんじゃないかとというふうに思うんです。払うなどと言っているんじゃないですよ。ちゃんと本人の手元にきちんと言つておられるようにしましよというのを言っているんですよ。それが国として慰藉をするという気持ちじゃないかと思うんですよ。気持ちにはあるけれども、紙を渡して、そこで現金にならないで終わつていましてよというの、ちよつと余りにも情けないというか、責任をちゃんと果たしていない、慰藉の気持ちが本当にあるのかどうかと疑いたくなるような気持ちに私はなるんです。

最後、時間になりましたから大臣にお伺いしますけれども、本当にきちんと慰藉の気持ちを示す底をしてほしいんですよ。やはり請求のたびに通知をするとか、償還忘れがありませんかと、そういうことを、三千人になつて、対象者が少なくなつていくわけですから、できない話じゃないと思うんですよ。市町村とかと連携して、ぜひきちんと本人の手元に渡るようにしていただきたいと思いますが、最後、大臣、御見解をお伺いいたします。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しております。大臣、簡潔にお願いいたします。

○塩崎国務大臣 はい。お気持ちはよくわかるところでありますが、私も、もともと金融の出身でありまして、確実にという気持ちはよくわかります。私もそう思いがちはありましたが、やはりお受け取りになられる方々と一度お話をなさつたらいいと思います。こういう形がいいというお話だったので、今回こういう形にさせていただきました。

あとは、どう確実にやるか。ゆうちょ銀行等々ありますから、それは、御指摘のとおり私も努力しているところでありますので、引き続き努力をしたい、こう思います。

○初鹿委員 ぜひきちんと手元に届くようにしていただきたいとお願ひして、質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、井坂信彦君。○井坂委員 井坂信彦です。

戦傷病者の妻に対する特別給付金に関して、十五分ですけれども、質疑をいたします。

先ほどの議論は、実は去年私も同じようなやりとりをさせていただいておりまして、確かに、結局そのときの答弁というのは、政府は、記名国債、国債そのものが対象者の手に渡つたときに気持ちを伝えたということなんだと、決して、現金化というところは、そこは求めていないというところの答弁だったというふうに思います。ですから、政府の立場を是とするならば、まさにこの記名国債をなるべく早く渡すということが大事で、それが本法案の目的である、いたわりの気持ちをあらわすということになろうかと思ひます。

本日は、先ほどは国債を受け取つてから現金化の話でしたけれども、そうじゃなくて、国債を受け取るまでの間の話を議論したいと思ひます。これは、戦没者あるいは戦傷病者の妻が特別給付金を請求してから政府が記名国債を実際に妻に渡すまでに余り時間がかかり過ぎると、今対象者の方が極めて高齢化をしている中で、請求したけれども記名国債を受け取る前に亡くなつてしまふという方は少なからず出てくるというふうに思ひます。

そこで、まずお伺いしますが、この特別給付金について、請求から記名国債を受け取るまでの期間は大体何カ月ぐらいでしょうか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給手続につきましても、受給対象者がお住まいの市区町村で請求を行い、戦傷病者等の退職当時の本籍地都道府県等において裁定が行われております。裁定結果は厚生労働省に報告され、厚生労働省から財務省に国債の発行請求を行い、国債は日銀から市区町村を通じて請求者に交付される、こういう手続になっております。

このように、市区町村、都道府県、厚生労働省、財務省、日銀、日本銀行代理店を経由するこ

とから、平成十八年の支給においての実績でございますけれども、請求から国債交付まで約八カ月の間を要しております。

○井坂委員 八カ月もかかるということなんです、実は、去年、戦没者遺族、ほぼ同じような仕組みなんです、そこでお聞きしたときは五、六カ月というふうな何ってあります。戦没者遺族の特別弔慰金は、遺族かどうか、また、兄弟姉妹の中で誰が優先順位があるのか、同順位の方がいた場合は同意書をとったりとか、いろいろ手続があつて五、六カ月かかるというふうな何っていたんですが、今回の特別給付金は、それに比べれば対象者も少なく、また、妻という明確な基準があるのに、なぜ八カ月かかるんでしょうか。

○堀江政府参考人 特別弔慰金を自治体の方に実施していただいております、特別弔慰金の方は昨年成立させていたいただいて、その裁定の促進というのはいろいろな形をお願いしております。自治体において、同じ担当のところで、特別弔慰金の担当がこれをまた対応したりするということのような重なりがございます、どちらを先に優先するかというふうなことで、やや事務の重複といえますか、おそれが出るかがあるというふうなことを聞いてございます。

○井坂委員 ちよつと本当かなという気がするんですが、要は、自治体で、たまたま同じ担当が去年決めた特別弔慰金と今回の特別給付金を担当した場合に、自治体の担当が判断して特別給付金を後回しにするから平均八カ月かかるということなんですか。ちよつとにわかには信じがたいのと、それで本当に全国そういうことが起こっているのかという気はいたします。

実は去年お聞きしたこともありますが、フォローアップの質問をさせていただきたいと思うんですが、去年も、日本遺族会から事務手続のスピードアップの要望が出されていたということ、この戦没者遺族の弔慰金の方でも同じようなことをお聞きした際に、大臣、こういうふうな答弁をされました。事務処理期間をどうやって短縮

化してこの弔慰を、気持ちを受け取っていただくかということが大事なので、御指摘のように、このところを短くしていくことは大変大事で、あらゆる手を使って短縮化に努力をしていかなければいけないと大臣は答弁をされております。

そこで、ちよつとフォローアップでお伺いしますが、去年決めて、現在交付中の戦没者遺族に対する特別弔慰金、これは、請求から記名国債を渡すまでの事務処理期間を短縮するために、どのような工夫をつけ加えられましたでしょうか。

○塩崎国務大臣 現在交付中の特別弔慰金でございますけれども、事務処理期間を短縮するためには、これは、担当する方々は各都道府県の職員でございます、職員にスピードアップをしていただく、事務処理が早くなるような、そういうことを研修を通じて行っているわけでございまして、その中で、事務処理に当たつての留意点とか、あるいは審査事務に資するような事例研究等の説明を行つて、裁定の促進を図つてまいっております。

累次にわたつて研修会を開催しております、ただいまそれが作業中ということでございます、申し上げたように、請求者に一日も早く国債をお渡しできるようにということで、都道府県あるいは市区町村と連携をしておるわけであります。

二月末現在で、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求については、約五十六万件、受け付けはいただいております、そのうち、裁定を終えたのが約二十四万件となっております、財務省に国債の発行を請求しておるところでございます、引き続き、都道府県の職員がスピーディーな処理をしていただくことをお願いしたいと思っております。

○井坂委員 去年お願いをしまして、もともと五、六カ月でされていた戦没者遺族の弔慰金の方は、さらなる短縮を今回目指して研修等を行つておられるということでありました。

大臣、ちよつと重ねてお伺いしたいんですが、現状、きよう議論している戦傷病者の妻への特別給付金、これは八カ月かかっているということですが、前回と同様に、これも、既にこし行つておられるような工夫も重ねて、大幅に短縮していただきたいし、できるというふうな思いですが、まず、その御決意をいただきたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 おつしやるように、戦後もう七十年余りたつていられるわけですから、御高齢になられていられる、そのことを考えれば、八カ月は少し長いな、私もそういうふうな思いますので、スピードアップする手だてを尽くしてまいりたいというふうな思ひます。

○井坂委員 続きまして、請求から受け取るまでの間のもう一つの問題点、時効失権についてお伺いをいたします。

先ほどは、国債を受け取つたけれども、それを現金化しない、さまざまな理由で現金化しないという方の問題が議論されましたが、私が今からするのは、そもそも請求を忘れられたという方、それで時効失権となつてしまつて権利を失つてしまつた、今回の特別給付金では、時効失権というのは、前回、何件あつたんでしょうか。

○堀江政府参考人 お答え申し上げます。厚生労働省で推計しました受給権者総数から実際に請求、可決された方の人数を差し引いた数で申し上げます、平成八年の改正分には千二百件あつたものが、平成十八年の改正分では約五百件、それから平成二十三年の改正分ではゼロ件、こういうふうになつてございます。

ただ、一点ございまして、これは、権利がありながら請求を行わなかつたという方と、基準日の以前で、例えば三月三十一日に亡くなつてしまつたというふうなことで請求権を失つた方というのが若干まじつていられる、こういうふうなことでございまして、厳密な意味での件数とはなつてございせん。

○井坂委員 ありがとうございます。時効失権の件数も把握しておられて、しかも、それをさまざまな工夫で減らしてきておられるということかと思ひます。

実は、この問題も、昨年、同じ議論をしまして、ただ、戦没者遺族の特別弔慰金、昨年の場合は、そもそも、今おつしやつたような時効失権が何件あるかということは何度お聞きしても、わからない、しかも、測定をしていない、こういうお答えに終わったわけでありました。

ちよつとフォローアップでお伺いをしたいのは、当時しつこくお聞きをして、最終的に答弁では、実務的にどうなつていられるのかを確認した上で、何が可能なかということを考えてみたいというふうな大臣が答弁をされております。

そこで、お伺いをいたしますが、その後一年たつて、この特別弔慰金の方の時効失権というものは、まずは件数の把握くらいはできたんでしょうか。

○堀江政府参考人 昨年の質疑につきましては認識しているところでございまして、けれども、やはり、個々の戦没者ごとに、例えば、どの人が対象者になるかということにつきまして、その受給権を有する遺族がいたかどうかも含めまして、厚生労働省として、一律に把握できるものではないということから、時効失権者数を算出することは難しいという状況は変わつてございせん。

○井坂委員 これは、一応、昨年の議事録を見ていただければ、いろいろなやり方で、こういうやり方でわかるんじゃないですか、この辺から見れば大体わかるんじゃないですかということを幾つか提案しておりますけれども、そういったことも含めて、ちゃんと可能性を検討していただいたんでしょうか。

○堀江政府参考人 特別弔慰金の支給対象遺族につきまして、戦没者等の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のみならず、戦没者等と一年以上の生計を有するその他の三親等まで含まれると

いうことでございまして、支給対象となる可能性がある者にめいだとか、おいですとか、おじまで入るというようなことで、広いことから、なかなか難しいという状況でございます。

○井坂委員 例えば、前回、この特別弔慰金について、受給者の方が亡くなると次の順位の方を探さなければいけない、次の順位の方がそれに気づかず請求をしなかった、時効で失権をしてしまふ、こういうパターンが多いということから、受給者が亡くなったというのを把握して、次の優先順位者の時効失権を予防する取り組みについても求めたわけであります。

これに対しても、大臣の答弁では、弔慰をあらわすという目的が果たせるかどうかという問題なので、技術的にも、総務省や郵便局の協力も含めて、一体何が本当にできるかということを考えてみたいというふうに答弁をいただいております。

大臣にお伺いいたしますが、去年の特別弔慰金の方ですけれども、受給者が亡くなったということとを把握して、そして、次の優先順位者の時効失権を予防する、こういう取り組みを進めていただきましたでしょうか。

○塩崎国務大臣 昨年の特別弔慰金の法案審議の際に、井坂委員の方から、都道府県あるいは郵便局が把握をしている情報に基づいた時効失権対策について、やるべしということ提案いただいたわけでありまして。

改めて検討いたしましてまいりましたが、次の優先順位者の把握に当たっては、直近の親族関係等の情報が必要であります。当該情報の把握は、なかなかこれは簡単ではなく、直接的な取り組みには至っていないという状況でございます。

しかしながら、対象者の皆さん方に請求期間内に確実に請求していただくということが重要であるわけでありますので、次の優先順位者が時効失権しないように何ができるのかは、有効な対策を引き続き検討していかなければならないという状況でございまして。

○井坂委員 ありがとうございます。

引き続き、さまざまな御提案も申し上げますし、答弁いただいたことに関してはフォローアップの質疑もさせていただきますので、検討していただくと言ったことはきちんと検討していただき、また、よろしくお願いを申し上げて、本日の質疑を終わります。

○渡辺委員長 次は、堀内照文君。

○堀内照文委員 日本共産党の堀内照文です。本日議題となっており、戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法等の改正は、三十万円の十年償還国債の交付から、十五万、五年償還の国債を二回に分けて交付するなどの内容となっております。受給者の高齢化に伴い、国として特別の慰藉を行うために配慮をするという改正で、賛成できるものだと考えております。

この法案の対象である戦傷病者の妻、また戦没者の妻や遺族に対する給付金、弔慰金、こういう制度は幾つかあるわけですが、その審議で問題になってきたのが、今もありませんでした時効失権の問題です。

この間、これらについて、総務省の協力も得ながら、個別に郵送するとか、あらかじめわかっている事項は印字の上で請求書を同封して郵送するなど、対策がとられているものと認識しております。

現状と課題についてちよつとお聞きしようと思つたんですが、もう質疑で出されておりますので、私からは、失効することがないように引き続き努力をいただくとともに、万が一にも失効した際の救済がやはり必要だと思つております。それから、給付のあり方も課題があるというのは、今も浮き彫りになったと思つております。

そういう点でも、制度の趣旨が貫かれるような対策がやはり必要だということを指摘しておきたいと思つております。

きょうは、原爆症認定行政について、被爆者援護について質問したいと思つております。戦後

七十年以上、大変な苦難の道を歩まされてきた被爆者の方々が、国の原爆症認定行政によつて大変苦しめられております。

この認定行政が被爆の実態に見合ったものではないと、二〇〇三年以降、全国十七カ所、三百六人の被爆者が原告となつて、原爆症認定集団訴訟が闘われました。被爆者が、九〇%を超える勝訴判決を勝ち取り、二〇〇九年八月六日に、当時の麻生総理大臣が、日本原水爆被害者団体協議会、被団協と、「今後、訴訟の場で争う必要のないよう」とする確認書を締結しました。きょう、資料でお配りをさせていただきました。同時に、内閣官房長官の談話も、司法判断を厳粛に受けとめるという内容で出されております。

厚生労働大臣は、この定期協議が課されているわけですが、その場にまさに当事者として出席をする立場であります。この八・六合意は守るべきものだという認識があるのか、それから、内閣官房長官のこの談話と同じ立場であるのか、この二点、お伺いしたいと思います。

○塩崎国務大臣 御指摘の確認書におきまして、当時の集団訴訟の早期解決、そして、今後、訴訟の場で争う必要のないように、定期協議の場を通じて解決を図るということを確認しております。これを守るべく努力をする姿勢には、私も変わりはございません。

○堀内(照)委員 ところが、この後も裁判所の判断基準を無視した原爆症認定却下が相次いで、今、ノーマア・ヒバクシャ訴訟というのが闘われております。

提訴者が百二十人、現在の原告は七十四人で、地裁判決で原告勝訴は、自庁取り消しの二十二人を合算四十七人、八九・六%の勝訴率です。その多くが判決として確定をしております。

二〇一三年末に、国は、原爆症認定基準を新しい基準に見直しました。これは資料二枚目についておきました。それでもなお、司法では、国の申請却下を覆し、認定すべしという判断が下されております。司法と行政との乖離は一向に埋まりま

せん。大臣にお伺いしたいんですが、この新しい基準、機能しているとお考えでしょうか。

○塩崎国務大臣 原爆症認定制度につきまして、原爆症認定制度の在り方に関する検討会、こ

こで、三年間、合計二十六回にわたつて議論を行つていただきました。その結果、平成二十五年十二月に基準の見直しを行つたところでござい

ます。この検討会の報告書において、「裁判では個別の事情に基づいて判断が行われるのに対し、行政認定においては同様の状況なら同様の結論といった公平な判断が求められることから、「乖離を完全に解消することは難しい」とされておるわけ

でございます。一方で、「こうした限界を踏まえつつも、司法判断と行政認定の乖離をできる限り縮めていく努力が重要」ともされておまして、非がん疾病の認定基準を明確化するように提言されたことも踏まえて、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかではない範囲まで基準を拡大したところでござ

います。この基準見直し前後の認定件数を見ますと、非がん疾病の認定件数は、見直し前、平成二十四年度と平成二十五年度の認定件数が四十三件であつたのに対して、見直し後の二年間で二百六十件と、四十三件から二百六十件へと大幅に増加をしたところでござい

ます。○堀内(照)委員 いろいろ検討会のこととも言われましたが、今大臣も言われたように、検討会の中でも、乖離を縮める努力が重要だと言われているわけでありまして、それから、今ありましたけれども、この間の被爆者の運動の中で要件が拡大したわけですから、ある程度ふえるのは当然なんです。

しかし、新基準以降、昨年九月までの認定件数と却下件数の割合を見ますと、がん疾病では、認定が四分の三、却下が四分の一であるのに対して、非がん疾病では、認定は三分の一にしか

ござい

ず、却下は依然三分の二に上っております。

新基準があたかも何か成果が出ているかのよう
に今言われまされたけれども、それをはかる物差し
は、単にふえたかどうかではなくて、本来認定さ
れるべき人が認定されているかどうか、ここをや
はりしっかりと見るべきだと思うんです。

新たな基準は、積極的に認定する範囲として、
がんなどについては爆心地から三・五キロメー
トルでの被爆を認めているのに対し、心筋梗塞や甲
状腺機能低下症、慢性肝炎、肝硬変は二キロ、白
内障は一・五キロと格段に厳しくなっています。
そして、それらに該当しない場合は総合的に判断
するというんですが、被爆の克明な証明を求め、
少しでも条件を満たさないとされると却下され
しまう、これが今のやり方だと言わなければなら
ません。

ですから、異議申し立ても後を絶ちません。
新基準前の二〇一三年と、その後の一四年、一
五年、一五年は九月までだと思っておりますが、異議
申し立ての件数はどうなっているでしょうか。

○福島政府参考人 お答えいたします。
お尋ねの、原爆症認定を申請されたけれども却
下となりまして、その決定を不服として異議申し
立てをされた件数でございますが、平成二十五
年度、二〇一三年度が六十三件、平成二十六年度が
六十九件、平成二十七年九月末までで五十八
件となっております。

○堀内(照)委員 前が六十三件、その後、六十九
件と。ことは半年で五十八件ですから、ふえて
いるんですね。積極認定というけれども、実際には
線引き、事実上の切り捨てになつていいるからで
はないでしょうか。

二〇一四年三月の熊本地裁で原告勝訴の判決と
なつた方は、爆心地から二キロの自宅で、生後八
九月のときに被爆をされました。法廷では、被爆
当時の様子を語ろうにも、多くを語らなかつた父
母のかわりにいろいろ教えてくれた六歳上の姉の
記憶が頼りだつたと。

四十歳を過ぎたころから、肝機能障害や脳梗塞
などを発症する。その後も、心筋梗塞、糖尿病、
パセドール病、甲状腺機能低下症など、次々発症す
る。たばこも酒もやらない。病氣は被爆したから
だ、こう思つて申請をしましたが、却下をされま
した。新基準でもこれが認められませんでした。
司法判断でやつと認定されました。なのに、国は
控訴したんです。

国は、当時八九月だった人に、これ以上被爆の
因果関係を証明せよというんです。この間、国は十
人を超える原告を控訴しております。大臣に伺いた
いんです。こうまでしてなぜ控訴
を続けるんですか。

○塩崎国務大臣 原爆症認定に関する訴訟につ
きましては、被爆者の方々が高齢化をしているとい
うこの現状は、これはもう揺るぎない事実でござ
います。これは踏まえないといけない。できる
限り救済するという観点もそのとおりであつて、
私もその観点に立つて、それぞれの判決内容を
を慎重に検討して、新しい審査の方針と矛盾しな
いという判断ができるものについては控訴をせず
に地裁判決を受け入れるというふうな基本スタ
ンスでまいつておるわけでございます。

他方で、健康被害が放射線によつてもたらされ
たと判断できるかの基準である放射線起因性、あ
るいは、現に医療を必要とするかの基準でありま
す。要医療性に関して、例えばこの認定基準に比
べて被爆距離が遠い場合など、現在の科学的知見等
に照らして、認めることが困難な事案については
控訴をすることとしております。直近の二件の高
裁判決では、放射線起因性に関して、いずれも国
が逆転勝訴をしているわけでございます。

いずれにしても、厚生労働省としては、被爆者
の平均年齢が八十歳を超えて高齢化をしている現
状を踏まえれば、現在の認定基準において一日で
も早く認定がなされるように審査の迅速化を図る
こととしておりまして、原則六カ月以内で審査を
行うように努めてまいりたいというふうに思つて
いるところでございます。

○堀内(照)委員 結局、距離で線引きをして控訴
しているということになるじゃありませんか。七
十年も前の幼少期の記憶を頼りに、病氣が放射線
起因であるということを立てせよと迫ること自
体、私はひどい話だと思つたんです。

多くの被爆者にとつて、放射線の影響を証明す
ることは、加齢による記憶の減退、証人も含めた
証拠の散逸など、ますます困難になつていいるわ
けであります。そういう被爆者に訴訟を強い、立証
責任を負わすことは、非人道的だと私は言わなけ
ればならないと思つたんです。

地裁で勝訴しながら国から控訴された方は、十
四歳のとき、爆心地付近で四日間瓦れきの撤去の
作業に従事をし、帰宅後猛烈な下痢が二カ月余り
続いた後、髪や眉毛が抜け落ちた。後に肝臓が
なども思いましたが、それでも認定申請は却下
だつたと。却下の理由は示されませんでした。

恐らくということ、この方は、投下後約百時間
以内の入市でなかつたからだろう、官僚の勝手な
線引きは許せない、こう語つていたわけでありま
す。以来六年もの歳月を費やしてやつと地裁で勝
訴したのに、国が控訴をしたことで認定を受けら
れませんでした。

今、大臣、逆転もあるんだとおつしやいました
けれども、この方も本当に不当な判決だと私は思
うんですね。この方は、地裁で勝訴を勝ち取つて
喜んだ後、国が控訴した中で、落胆する中、間も
なく入院し、帰らぬ人となりました。

私もこの問題でいろいろ相談を受ける中で、国
は被爆者が死ぬのを待っているのか、そういう声
があるわけです。私は国の責任は本当に重大だと思
うんです。

八・六合意では、訴訟を終結させ、今後、訴訟
の場で争う必要のないよう、定期協議の場を通じ
て解決を図ると。官房長官の談話では、「国の原
爆症認定行政について厳しい司法判断が示された
ことについて、国としてこれを厳粛に受け止め、
この間、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病氣
の深刻化などによる被爆者の方々の筆舌に尽くし
がたい苦しみや、集団訴訟に込められた原告の皆

さんの心情に思いを致し、これを陳謝いたしま
す。この視点を踏まえ、この度、集団訴訟の早期
解決を図ることとしたものであります。」こう述べて
いるんですね。

しかし、これはやはり全くやつていいることが逆
じゃないかと私は言わなければならぬと思つた
んです。高齢の被爆者を訴訟に追い込むことはあつ
てはなりません。

十三歳のときに長崎で入市被爆をした神戸の
方、裁判当時は八十一歳の女性なんですが、裁判
で国側代理人から、入市した日付が被爆者手帳の
記載と違うということを指摘される中で、出発す
る日付をカレンダーで確認したのかとか、長崎の
町へどの交通機関を使うつもりだったのかとか、
爆心地の状況をわかつて向かつたのかとか、罹災
証明をとつていなかったのかと。子供だった私に
わかるはずありません、こう答えるしかなかった
というんですが、被爆直後の混乱した状況を考え
ればおおよそ発することができないような執拗な尋
問に、この女性は、こんな性悪な質問はない、も
う帰りたい、ここまで口にしたというんです。

裁判となつたら、国側代理人からの尋問が、被
爆者の証言には虚偽はないのかと、戦後七十年以
上、被爆によるさまざまな苦難を強いられてきた
高齢の被爆者を一層傷つけるものになつていいる
わけです。

そうした被爆者の、今、放射線起因性と言われ
ました、それを立証させる国のやり方、被爆者に
立証させるやり方を司法は何度も断罪をしてい
るわけです。今後、高齢化で、一層立証は困難にな
ります。だからこそ私は、政治の決断が必要なん
だと思つたんです。

今の認定行政では、基準を設けることで、どう
しても切り捨てが生まれてしまう。司法と行政の
乖離も解決しない。現行の認定行政では私は解決
できないと思ひます。だから、被団協は、現行の
認定行政をやめようと提言を発表しております。
全ての被爆者に現行の健康管理手当相当の被爆者
手当を支給し、疾患について、段階的に手当の加

一三

算を行うことを提案している。段階的支給により、現行の手当より減る人も生まれるかもしれないけれども、今の認定行政のこのような切り捨ては変えようという思い切った提案なんです。

認定行政を見直す必要があると私は思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 平成二十五年十二月の原爆症認定制度の基準の見直しは、先ほど申し上げたとおり、幅広い分野の専門家あるいは被団協の代表の方々にも御参画をいただいて、原爆症認定制度の在り方に関する検討会において、三年間、二十六回にわたって議論をしていただいた上で結論をいただいた、こういうことで、大変重たいものだと理解をしております。

現行の基準は、検討会の報告にございますように、司法判断と行政の乖離を埋める努力として、そしてまた、放射線と健康被害に関して科学には不確かな部分があることを踏まえて、放射線被曝による健康影響が必ずしも明らかでない範囲を含めて設定をされたものでございます。また、見直しの結果、認定疾病における非がん疾病の割合も増加をしているところでございます。

先ほど申し上げたように、裁判で逆転勝訴を国がするということもまだございまして、基本は今申し上げたとおりでございますので、引き続き、この認定行政の公正公平な、そしてスピードを上げた対応をしまいたいというふうに思っています。

○堀内(照)委員 確定した判決は、国が負けたものしかないわけですよ。それは余り理由として言わない方がいいと思いますよ。

私、被団協の提言の中にある一節、これをぜひ聞いていただきたい。「被爆者は原爆の地獄を体験し、全ての被爆者が何らかの放射線被害を受けています。そのために心と身体に深い傷を負って生き抜いてきました。子どもを産み育てるといいう人として自然なことにさえ恐れおののき、就職、結婚など人生の節目での差別など計り知れない苦しみと不安から解放されることなく生きてこざる

をえなかったのです。そして今もなお、子や孫に健康問題が生じると被爆のせいではないかと、わが身を責めているのです。」

何らかの放射線被害を受けているわけです。それを、どこまでどう放射線量を受けたのかと、幼少期の、七十年以上前の記憶を呼び起こして立証させる、こんなことは、私はやはり間違っていると思うんです。

少なくとも、真摯にこの司法の判断と向き合つて、定期協議の場で被爆者団体と話し合う。今、定期協議をやるといふことになっているんですけれども、被団協と原告団、弁護団の統一要求書の中では、定期協議、原則概算要求前の毎年七月に行うということ、この認定制度の抜本的な改善のために、事務レベルでだと思ふんですが、事務方あるいは政務官ないし副大臣との定期協議の場を要望されていると思ふんですが、これはぜひ具体化すべきじゃありませんか。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しております。質疑は終了してください。

簡潔に答弁をお願いいたします。

○塩崎国務大臣 被団協の皆様方との協議につきましては、これまで国会用務等の動向も見ながら行つてきておりまして、昨年一月十五日に開催したところでございます。

その後、毎年春と秋に厚生労働省の事務方が被団協と定期的に面会をしております。各種要望をお伺いしているところでございますけれども、いずれにしても、国会の状況、それから前回の大臣協議からの状況の変化なども見て、次回の開催時期としていつが適当か、事務方に被団協の皆様方と相談をさせたいというふうに思っています。

○堀内(照)委員 被爆者はもう待てない、この一言だけで言つて終わります。

ありがとうございました。

○渡辺委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○渡辺委員長 これより討論に入るのであります

が、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ふますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次に、第百八十九回国会、本院提出、参議院送付、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案を議題といたします。

本案は、前国会で本院において議決の上参議院に送付したものを、参議院において継続審査に付し、今国会におきまして、施行期日を「平成二十七年十月一日」から「平成二十八年四月一日」に改めるとともに、これにあわせて、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を「平成二十七年以降十箇年」から「平成二十八年から平成三十六年度までの間に改める修正を行つて本院に送付されたものであります。

したがいまして、その趣旨は既に十分御承知のことと存じますので、この際、趣旨の説明を省略いたしたいと思ふますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○渡辺委員長 本案につきましては、質疑、討論ともに申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

第百八十九回国会、本院提出、参議院送付、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○渡辺委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思ふますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○渡辺委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後五時二十四分散会

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案

〔小字及び一は参議院修正〕

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族をはじめ今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を

定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「戦没者の遺骨収集」とは、今次の大戦(昭和十二年七月七日以後における事変を含む。以下同じ。)により沖縄、東京都小笠原村硫黄島その他厚生労働省令で定める本邦の地域又は本邦以外の地域において死亡した我が国の戦没者(今次の大戦の結果、昭和二十年九月二日以後本邦以外の地域において強制抑留された者で、当該強制抑留中に死亡したものを含む。以下同じ。)の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、本邦に送還し、及び当該戦没者の遺族に引き渡すこと等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、及び確実に実施する責務を有する。

2 国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を講ずるに当たっては、平成二十七年^八度^ハ以降^ニ三十八年度までの間(第五十一条において「集中実施期間」という。)を、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間とし、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に推進するよう必要な措置を講ずるものとする。

3 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するに当たっては、その円滑かつ確実な実施を図るため、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長との連携協力を図るものとする。

(財政上の措置等)

第四条 政府は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第五条 政府は、集中実施期間における戦没者の

遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 戦没者の遺骨収集の推進に関する施策についての基本的な方針

二 戦没者の遺骨収集の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、外務大臣、防衛大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(情報の収集等の推進)

第六条 国は、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集、整理及び分析を推進するため、国内外の施設等において保管されている関係する文献の調査その他の情報の収集を行うために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係国の政府等の理解と協力)

第七条 国は、本邦以外の地域における戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集及び戦没者の遺骨収集の円滑な実施を図るため、関係国の政府等と協議等を行い、その理解と協力を得るよう努めなければならない。

(戦没者の遺骨収集の計画的かつ効果的な実施)

第八条 国は、今次の大戦において戦闘が行われ

た地域その他戦没者の遺骨収集が行われるべき地域について、その地域の状況に応じ、戦没者の遺骨収集を計画的かつ効果的に実施するものとする。

(鑑定等に関する体制の整備等)

第九条 国は、戦没者の遺骨収集により収容された遺骨について、当該遺骨に係る戦没者の特定を進めるため、遺骨の鑑定及び遺留品の分析に関する体制の整備及び研究の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(指定等)

第十条 厚生労働大臣は、戦没者の遺骨収集に関する活動を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一箇に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 戦没者の遺骨収集のために必要な情報を収集すること。

二 戦没者の遺骨であつて、いまだ収容され、又は本邦に送還されていないものを収容し、及び本邦に送還すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(事業計画等)

第十二条 指定法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の事業計画書は、基本計画の内容に即して定めなければならない。

3 指定法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第十四条 厚生労働大臣は、指定法人の業務の運営又は財産の状況に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第十五条 厚生労働大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(罰則)

第六十七条 厚生労働委員会議録第八号

平成二十八年三月二十三日

一五

第十六条 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年^{八四}十月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

2 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第百四号の次に次の一号を加える。

百四の二 戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業に関すること。

第四条第一項第百五号中「旧陸海軍」を「前号に掲げるもののほか、旧陸海軍」に改める。